

# 定 款

ネットワンシステムズ株式会社

1988年2月 1日制定

2022年6月22日改訂

# ネットワンシステムズ株式会社定款

## 第1章 総 則

### 第1条（商 号）

本会社は、ネットワンシステムズ株式会社と称し、英語では Net One Systems Co., Ltd. と表示する。

### 第2条（目 的）

本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピューター・通信機器及びその周辺機器並びに関連ソフトウェアの仕入、販売、輸出入、賃貸・リース及び開発・製造並びに設置・導入及び保守業務
- (2) コンピューター・ネットワークシステムの企画、設計、開発、保守及び運用並びにそれらに関するコンサルティング業務
- (3) コンピューター・ネットワークシステムに関する技術及び資格等の教育事業
- (4) 音声・画像・データ等の伝送並びに情報配信サービスの提供業務
- (5) 電気通信事業
- (6) 電気工事、電気通信工事、建築工事、内装工事及び管工事に関する設計、施工及びその請負並びに保守、監理業務
- (7) 損害保険代理業
- (8) 労働者派遣事業
- (9) 古物売買業
- (10) 倉庫業
- (11) 前各号に附帯関連する一切の業務

### 第3条（本店の所在地）

本会社は、本店を東京都千代田区に置く。

### 第4条（機関）

本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### 第5条（公告方法）

本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子

公告による公告をすることのできない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

本会社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

### 第7条（単元株式数）

本会社の単元株式数は、100株とする。

### 第8条（自己の株式の取得）

本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第9条（株式取扱規程）

本会社の株式に関する取扱いについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

### 第10条（株主名簿管理人）

1. 本会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
3. 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。

## 第3章 株主総会

### 第11条（定時株主総会の基準日）

本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### 第12条（招集）

本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に、隨時招集する。

### 第13条（招集権者及び議長）

株主総会は代表取締役（複数の場合には、取締役会においてあらかじめ定めた者とする。）

が招集し、その議長となる。ただし、当該代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

#### 第14条（決議要件）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第15条（議決権の代理行使）

株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

#### 第16条（電子提供措置等）

1. 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第17条（取締役の員数）

1. 本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、3名以上とする。
2. 本会社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。

#### 第18条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。
4. 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

## 第19条（取締役の任期）

1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

## 第20条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

## 第21条（取締役会）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

## 第22条（取締役会の決議の省略）

本会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

## 第23条（重要な業務執行の決定の委任）

本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### 第 24 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

#### 第 25 条（取締役の責任免除）

1. 本会社は、取締役会の決議（会社法第 426 条第 1 項の規定に基づく決議をいう。）によつて、法令の定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。
2. 本会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約（会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく契約をいう。）を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第 5 章 監査等委員会

#### 第 26 条（監査等委員会）

1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は定款に定めるものほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

### 第 6 章 計 算

#### 第 27 条（事業年度）

本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

#### 第 28 条（剰余金の配当）

1. 本会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
2. 前項のほか、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

#### 第 29 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

(附則)

第1条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、第35回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であつたものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議において免除することができる。

第2条

1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。